海域の利用の促進等の在り方PT 中間報告

(1)構成員

主查: 河野 真理子 早稲田大学法学学術院教授

参与: 浦 環 九州工業大学社会ロボット具現化センター長

髙島 正之 横浜埠頭株式会社代表取締役社長

湯原 哲夫 一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所理事(故人)

鷲尾 圭司 独立行政法人水産大学校理事長

外部有識者:

大塚 直 早稲田大学法学学術院教授

奥脇 直也 明治大学法科大学院教授(東京大学名誉教授)

坂元 茂樹 同志社大学法学部教授(神戸大学名誉教授)

西本 健太郎 東北大学大学院法学研究科准教授

(2) 本PTにおける検討事項

我が国の排他的経済水域における海洋権益を適切に確保すべく、同海域における主権的権利を行使する上での、海域の法的特性、地理的特性及び利用行為に係る特性を踏まえた海域の効果的かつ効率的利用のための法的な検討。

1. 国の管轄や権限の行使

排他的経済水域における主権的権利を行使する上での、海域の法的特性、地理的特性、及び利用行為に係る特性を踏まえた、国の管轄や権限の行使に関わる明確化(主務大臣や地方自治体に関する整理を含む)。

2. 国際法で規定された沿岸国の主権的権利の行使を通じた国内法令の適用 陸上での活動を念頭においた我が国の法令が、国際法上の排他的経済水域等の海域における 活動に適用されることの妥当性と可能性の検討。

3. 海洋環境の影響評価のための適用法令

排他的経済水域における、新たな海洋産業の産業化や商業化に際した、海洋環境影響評価の ために適用すべき法令、並びにその適用に関する評価項目や対象事業の整理。

- 4. 海洋環境の影響評価の方法
 - ① 排他的経済水域における、海洋環境の影響評価の基盤となる海洋環境基礎データの取り扱い 主体の整理。
 - ② 陸地から遠く、通常の人間生活に直接の影響が無い排他的経済水域の海域特性を踏まえた評価手法に係る議論。
 - ③ 排他的経済水域における海洋環境の影響を評価する際の、意見聴取すべき関係者の対象範囲の明確化。

(3) 本PTの検討スケジュール

平成27年

6月30日 <u>第1回PT</u>

- ・テーマ及び検討の方向性
- ・有識者、スケジュールの確定

11月6日 第2回PT

・国連海洋法条約下において沿岸国が取れる措置についての検討 (国際裁判における判例からの検討)

11月27日 第3回PT

- 国管轄や権限の行使、主権的権利の行使を通じた法令の適用に係る議論
- ・海洋環境保護区(MPA)の設定に関する国際的な動きに係る議論

12月15日 <u>第4回PT</u>

- ・海洋環境の影響評価のための適用法令及び海洋環境の影響評価の方法
- ・EEZにおけるメタンハイドレート算出試験の概要 (法的論点及び課題の紹介)

平成28年

1月中旬 第5回PT

- 論点の整理
- 最終とりまとめの報告性検討

2月上旬 第6回PT

報告書のまとめ

(4)中間報告

- 1. 現時点までの検討における論点整理
 - ・国連海洋法条約の下で明確にされていないEEZでの活動に関し、国際法上どのように位置づけられるのか。また、そのような活動に適用されうる国内法令はどのようなものか。
 - ・EEZにおいて、国連海洋法条約の下で、国内法の規定がどこまで適用可能か。
 - ・現行のまたは、今後予想される海洋での活動が、国際法、国内法でどこまで対応可能か。
- 2. 取りまとめ(最終報告)の方向性
 - ありうるべき法整備にあたって考慮すべき論点
 - ・EEZでの活動への国内法令の適用(特に国連海洋法条約の採択以降に見られるようになった活動の国際法上及び国内法上の評価)
 - 国際的な潮流への対応の方向性(海洋保護区等)
 - 海洋における環境影響評価の在り方、及びその基準